

2. 泉区の将来のすがた

(1) 将来都市像

やすらぎとうるおいあふれる田園文化都市

泉区では、平成6年に策定した「横浜市総合計画・泉区計画」において、区の将来像を「やすらぎとうるおいあふれる田園文化都市」と定め、これまで区づくり・まちづくりを進めてきました。現在、この将来像は広く区民に根付いており、今後の区づくり・まちづくりを進める上でも、行政と区民の共通指針としていくことが望ましいと考えられます。このような理由から、泉区プランにおいてもこの将来像を継承することとします。

しかし、一方で、区民のまちづくりに対する意識や参加意欲の高まり、少子高齢化の進展や環境負荷軽減への取り組みなどの社会状況やまちづくりのニーズに変化が見られます。そこで、様々な社会状況の変化に対応するとともに、子ども、高齢者、障害児・者、外国人など区民誰もが、住み続けたいと思うまちづくりに重点をおいた目標を設定し、将来都市像とあわせて実現化をめざします。

(2) まちづくりの目標

ゆとりと豊かさのあるまち

和泉川や阿久和川などの豊かな水や農地や樹林地などのみどりに囲まれた中で、美しい街並み、富士山を望む景観などがある、住み心地のよい居住環境を形成します。また、伝統や特性に根ざした文化や区民活動などが充実することでうるおいのある暮らしをはぐくみ、空間的にも精神的にもゆとりと豊かさのあるまちをめざします。

安心して便利にくらせるまち

人やものが交流するにぎわいやきめ細かな交通ネットワークを形成することで、区民の暮らしを支え、利便性を高めます。また、安全で、やすらぎがえられる生活環境を形成することで、子ども、高齢者、障害児・者、外国人など区民誰もが、安心して便利にくらせるまちをめざします。

健康的に暮らし続けられるまち

様々な交流による人と人のつながりや安全で新鮮な食などにより、区民誰もが心身ともに健康的に暮らし続けられるまちをめざします。また、自然的環境にやさしいまちづくりなどを進めることで、次の世代につなぐ生活環境を形成します。

(3) 将来都市構造

1) 区の骨格

●駅周辺のまちづくり

[いずみ中央駅周辺]

区役所をはじめとする行政機能の集積する地域であり、行政サービスの中心となるまちづくりを進めます。

[立場駅周辺]

商業施設などの集積する地域であり、交通利便性の向上が見込まれることから、区民の生活を支え、また広域的な商業・サービス機能が集積したまちづくりを進めます。

[ゆめが丘駅、下飯田駅周辺]

2つの駅が近接するこの地域では、環状4号線などの幹線道路*沿道のまちづくりと併せ、新たなにぎわい・交流をはぐくむ市街地の形成に向けた取り組みを進めます。

[その他の駅周辺]

緑園都市や弥生台、いずみ野、中田、踊場の各駅周辺では、身近な商業・サービス機能の集積を図り、区民が日常的に利用するまちづくりを進めます。

●交通ネットワーク

[鉄道ネットワーク]

相鉄いずみ野線と市営地下鉄線で構成します。

[道路ネットワーク]

環状3号線、桂町戸塚遠藤線、横浜伊勢原線、中田さちが丘線、環状4号線、権太坂和泉線、鴨居上飯田線の幹線道路*により構成します。

●水とみどり

[河川]

境川や和泉川、阿久和川などでは、親水性を高め、周辺環境と調和した河川空間を形成します。

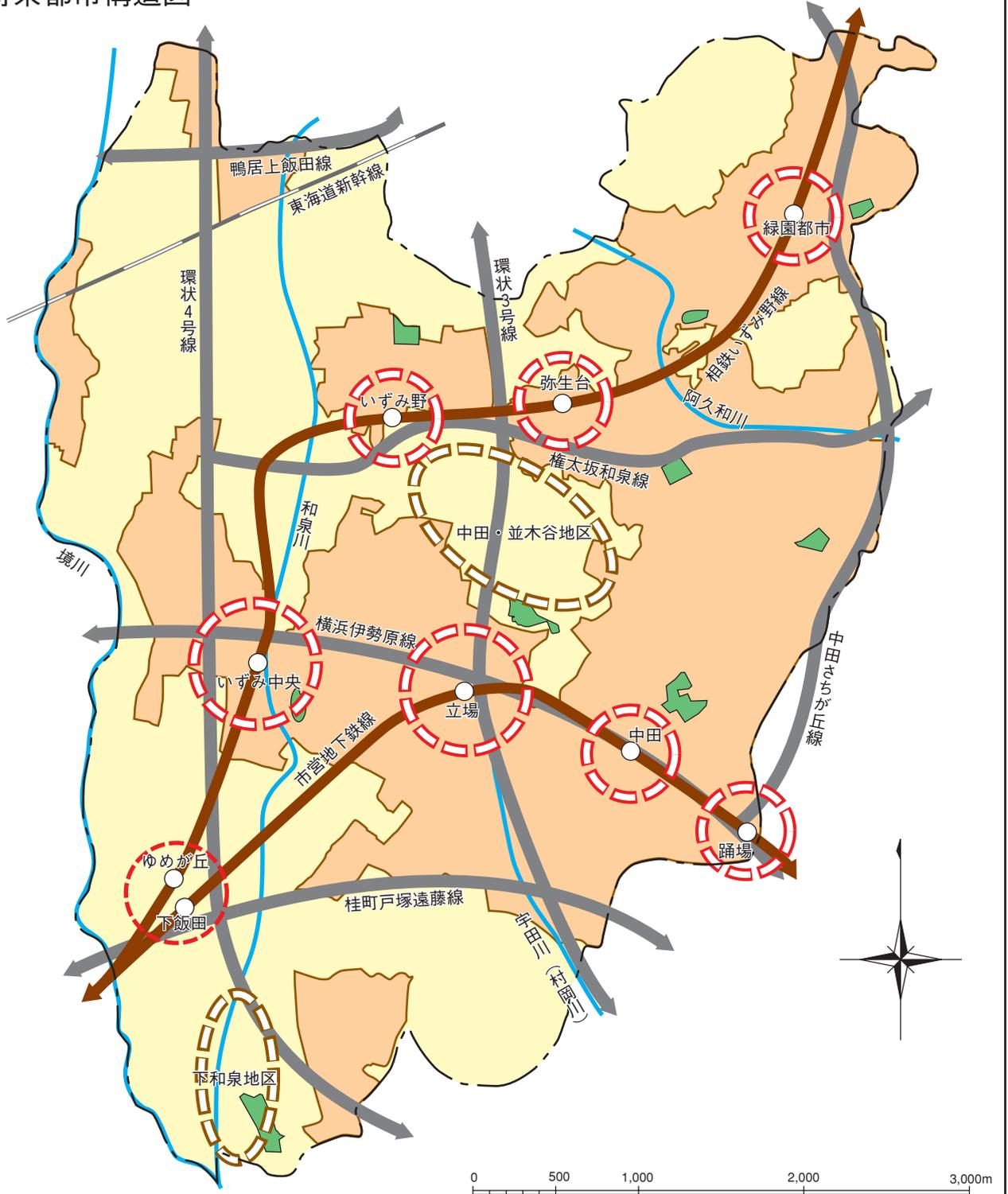
[公園]

環境の保全や防災機能の向上、レクリエーションの場の確保、泉区らしい景観の保全などを進めるために、特色ある公園を計画的に配置します。

[農の拠点]

生産振興が高められるように、中田・並木谷地区の農業専用地区*及び下和泉地区の農業振興地域*内の農用地区域*を中心とした農業地域において、「農の拠点」を形成します。

将来都市構造図



2) 土地利用方針

現在の土地利用規制を基本に、バランスの良い土地利用を図ります。

●市街化区域

すでに市街地になっていたり、また積極的に市街地をつくっていく区域です。

分 類	内 容
低層住居系	低層住居を中心とした地区です。適正な土地利用の誘導を図りながら、良好な住環境を有する住宅地を形成します。
中高層住居系	中高層住宅を中心とした地区です。建替えや建物の大規模な修繕の際には、周辺環境と調和した整備により、良好な住環境を有する住宅地を形成します。
商業・業務系	商業・業務機能を中心とした地区です。商業や業務、文化施設の立地を促進しながら、魅力的で賑わいのある空間を形成します。
工業系	工業施設の集積した地区です。集合住宅などの住宅と共存した工業系土地利用を形成します。
沿道系	幹線道路*の沿道の地区です。自動車利用施設や周辺住民のための利便施設などを誘導し、住宅等と共存した土地利用を形成します。

●市街化調整区域

建物建設などに規制をかけ、市街化を抑制する区域です。墓地などで周辺環境に調和しない施設については、極力抑制を図ります。

農業専用地区*や農業振興地域*内の農用地区域*においては、農地の積極的な保全を図り、緑地や樹林地では、土地所有者の協力を得て、市民の森*や緑地保全地区*などの指定により保全を図ります。

また、計画的な市街地整備の検討を行う区域については、区民や事業者などとともに十分な検討を行い、必要な範囲で市街化区域に編入します。

●新たな土地利用を検討する地区

[ゆめが丘駅、下飯田駅周辺]

自然的環境に配慮しながら、都市基盤施設と一体となった計画的な開発を誘導し、良好な居住環境を備えた市街地の形成を図ります。ゆめが丘駅と下飯田駅周辺の一体的開発について今後とも検討を進めます。

[神明台処分地]

平成22年までは、一般廃棄物*の最終処分場*として有効に活用します。既に埋立てが終了した場所については、区民が親しめるよう活用を検討します。

[深谷通信所]

国と米軍との間で返還に向けた協議が行なわれており、返還が具体化した段階で土地利用を検討します。

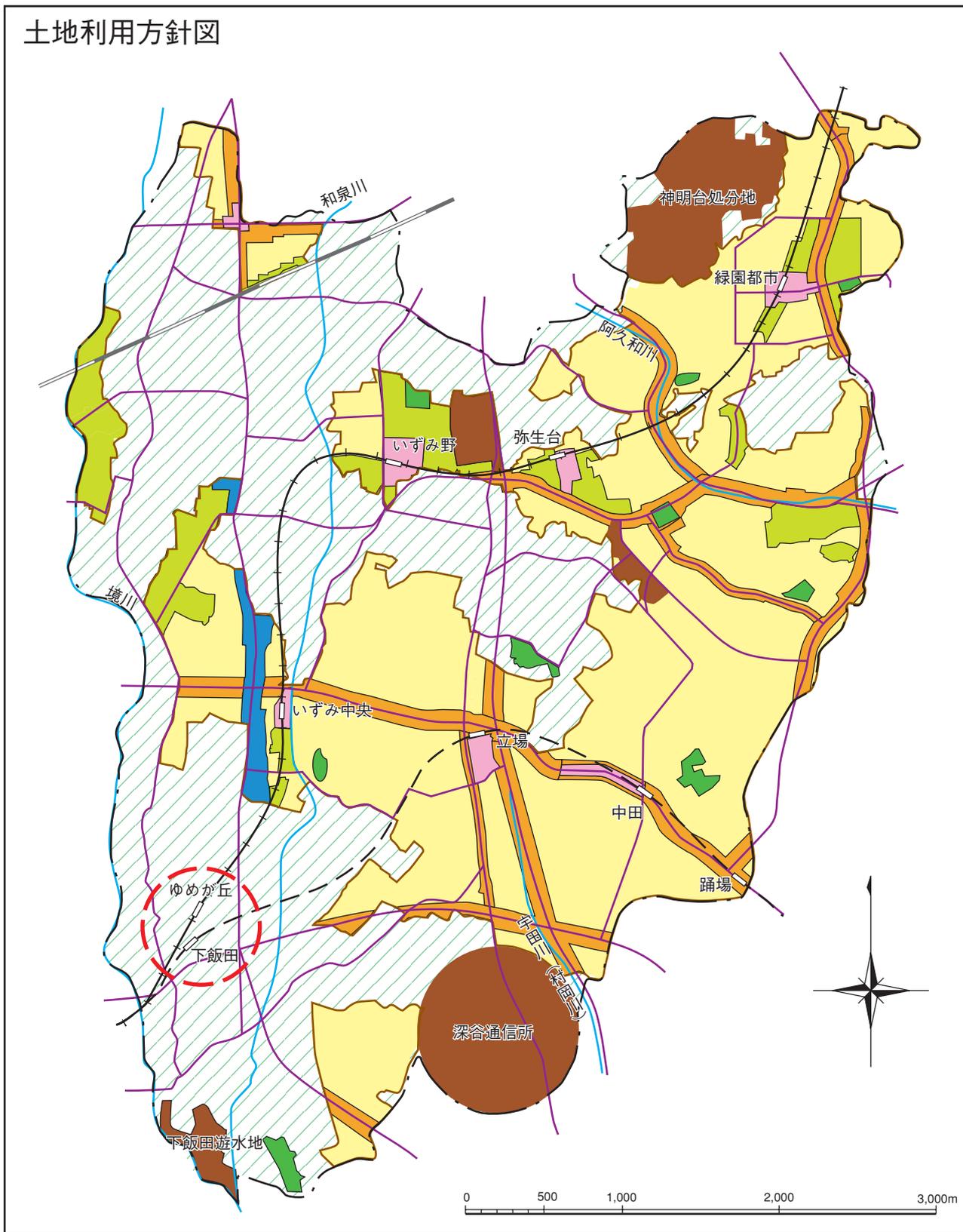
〔下飯田遊水地周辺〕

下飯田遊水地*周辺は、天王森泉公園や農地、境川や和泉川の河川などの豊かな自然的環境が維持されており、これらの資源の一体的な保全・活用を検討します。

●土地利用を転換する場合

新たな住宅需要による開発や土地の有効活用などのため、市街化調整区域内の幹線道路*や鉄道駅周辺などの土地利用を転換する場合には、地域の意向や地域特性に配慮するとともに、周辺環境との調和を図りながら、適切な土地利用の誘導を進めます。また、居住環境の維持・保全を図るために、土地利用を転換すべきではないと判断した土地については、買い取りなども視野に入れた方策の検討を進めます。

土地利用方針図



- | | | |
|--|--|--|
|  低層住居系 |  市街化調整区域 |  鉄道 |
|  中高層住居系 |  地区公園・近隣公園 |  道路 |
|  商業・業務系 |  大規模施設地区 |  河川 |
|  工業系 |  新市街地として開発を検討する地区 | |
|  沿道系 | | |